

平成26年4月請求分から 農業集落排水処理施設使用料が変わります

長浜市農業集落排水事業運営協議会では、市の農業集落排水事業の現状や課題をふまえて、中長期的な経営方針等について審議が行われてきました。昨年11月に処理施設の健全な経営と使用者負担の公平性をめざして使用料の適正化についての答申が行われました。この答申を受け、農業集落排水処理施設使用料を公共下水道使用料と一律の料金体系に統一し、地域間の料金格差を是正します。

1 か月あたりの使用料 (消費税抜き)

基本料金		超過料金(1㎡あたり)	
汚水量	料金	汚水量	料金
10㎡まで	1,229円	10㎡を超え30㎡まで	135円
		30㎡を超え50㎡まで	147円
		50㎡を超え100㎡まで	153円
		100㎡を超え250㎡まで	160円
		250㎡を超える分	172円

汚水量の算定方法

1. 水道水を使用した場合	水道料金を算定するときに算出された水道水の使用水量とする。
2. 水道水以外の水を使用した場合	① 一般家庭用のみに使用した場合は、1か月1人当たり7㎡で算出した水量とする。 ② 一般家庭用以外で使用した場合は、状況を考慮して水量を認定する。
3. 水道水と水道水以外の水を併用した場合	① 一般家庭用のみに使用した場合で、水道水の使用水量が、1か月1人当たり7㎡で算出した水量を超える場合は、水道水の使用水量とする。水道水の使用水量が、1か月1人当たり7㎡で算出した水量以下となる場合は、1か月1人当たり7㎡で算出した水量とする。 ② 一般家庭用以外で使用した場合は、水道水の使用水量に、状況を考慮して認定した水量を加算した水量とする。

※2・3に該当する世帯で、転入・転出・出生・死亡等により使用人数に変更があった場合は、使用料が変わりますので、速やかに上下水道課、北部振興局上下水道課もしくは各支所地域振興課まで届出をお願いします。

使用料改定の対象となる地域 (自治会名)

旧長浜	今、国友東、国友西、泉、下之郷東、八条、本庄、本庄新、常喜東、常喜西、常喜新、鳥羽上北、鳥羽上南、名越、布勢、小一条、加田東、加田西、加田南、加田北、加田今、加田新、加田栄		
旧浅井	木尾、谷口、北野、相撲庭、今荘		
旧びわ	錦織、落合、難波、新居、野寺、八木浜、大浜、中浜、南浜、川道、小観音寺、稲葉、弓削、香花寺、富田、北富田、十九、上八木、下八木、早崎、下益田、益田、安養寺		
旧湖北	小谷郡上、小谷美濃山、小谷上山田、下山田、二俣、小谷丁野、山脇、河毛、別所、留目、小谷伊部、小今、賀、山本、五坪、大光寺、田中、海老江、延勝寺、今西、津里、石川、東尾上、尾上		
旧高月	高野、馬上	旧余呉	全域
旧木之本	金居原、杉野、杉本、音羽	旧西浅井	全域

■水源調査・下水道接続状況調査にご協力ください

現在、使用料は世帯割や人数割で計算していますが、平成26年4月以後の請求分から水道の使用量に応じた請求となります。このため、対象となる地域の、水道水以外の水源調査および下水道接続状況調査を行います。ご協力をお願いします。

■地元管理組合の日常管理業務は廃止されます

使用料の改定に合わせ、使用者の役務負担となつている地元管理組合への日常管理業務の委託を廃止します。

行政 information

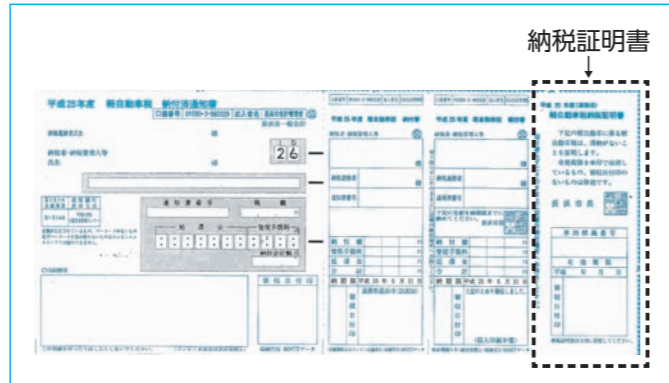
「軽自動車税納税証明書」は大切に保管してください

問 税務課 市民税・国保料グループ ☎65-65008

軽自動車の車検時には「軽自動車税納税証明書」が必要です。大切に保管してください。

①納付書で軽自動車税を納めている人

領収書の右側にある車検用納税証明書を利用ください。
なお、紛失等の理由により、窓口で納税証明書の発行を希望する場合は、納付後1か月程度は納付確認のため、領収書原本の提示をお願いします。



②口座振替で軽自動車税を納めている人

6月中旬に車検用納税証明書を送付します。窓口で納税証明書を申請する場合、6月3日(月)～5日(水)の間は平成25年度の納付データが確認できないため、前年度の納税証明書を発行します。(有効期限6月20日(木))

行政 information

指定管理者選定委員を募集します

問 人事課経営企画室 ☎65-6702

公共施設の管理運営を行う指定管理者を選定するための市民委員を募集します。

【募集人数】 3人

【応募資格】

- 次の全てを満たす人
- 1. 市内在住の満18歳以上の人(4月1日現在)
- 2. 国・地方公共団体の議員または常勤の公務員でない人
- 3. 平日の日中に開催される委員会に出席できる人

【応募方法】

所定の応募用紙に必要事項を記入し、持参、郵送、FAXまたはEメールで応募してください。
※応募用紙は、人事課経営企画室にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

【募集期間】

5月15日(水)～5月31日(金)
当日消印有効

応募先

人事課経営企画室(本館3階)
〒526-8501 高田町12番34号
☎63-4111
✉ gyoukaku@city.nagahama.lg.jp

行政 information

連合自治会の役員が決定しました

問 市民協働推進課 ☎65-8722

長浜市連合自治会の総会が4月21日(日)、浅井文化ホールで開催され、今年度の役員が報告されました。
平成25年度の長浜市連合自治会の会長、副会長、監事は次の皆さんです。一年間よろしくをお願いします。



- 会長 西川 英敏氏(第1連合)
- 副会長 田中 章五氏(六荘連合)
- 監事 山崎 喜世雄氏(下草野連合)
辻 慶一氏(西浅井連合)
西橋 義仁氏(湯田連合)
大音 壽士氏(古保利連合)

また、昨年度、市連合自治会の運営にご尽力いただきました役員の方には心から感謝を申し上げます。